

「こども家庭庁」の名称を、「こども庁」に戻すことを強く求める緊急声明

第1 声明の趣旨

当会は、新設が検討されている子ども行政の中核を担う庁の名称を「こども庁」に戻すことを求めます。

第2 理由

1 はじめに

現在新設が検討されている子ども行政の中核を担う庁の名称が、当初の政府案では「こども庁」とされていたにもかかわらず、令和3年12月に急遽「こども家庭庁」に変更される方針であることが報じられました。

報道によれば、「子どもは家庭を基盤に成長する。家庭の子育てを支えることは子どもの健やかな成長を保障するのに不可欠」と、「家庭」を付け加える理由を説明したとのことです。

子どもの健全な成長発達にあたって、家庭の存在の重要性や家庭の支援の必要性については理解するところではあります。しかし、以下に述べるような理由から、「家庭」を強調することは、「こども庁」が当初目指していた「チャイルドファースト」の理念を蔑ろにつながるものが危惧されます。

2 家庭を強調することの弊害

日本においては、子ども支援において「家庭が基盤」という考えを過度に強調することで、家庭に過度な負担を負わせることにつながり、子育てに関する自助を強調し、公助を疎かにしてきた面が否めません。その結果が現在の貧困の連鎖や児童虐待の問題につながっているといえるでしょう。いま、日本の社会の中には、現実には家庭が児童虐待等の加害行為の温床となり、苦しめられてきた当事者がいます。われわれ弁護士にとって、日々の業務の中で、こうした子どもたちと接する場面は決して少なくありません。こうした子どもたちにとっては、家庭は必ずしも基盤となる場所ではありません。家庭から離れることが安全な子どもたちもいるし、家庭をもたない子どもたちもいます。家庭を過度に強調することは、このような本来は最も大きな公的支援を必要とする子どもたちの存在を蔑ろにすることにも繋がりがねません。

3 「チャイルドファースト」の理念に反すること

「こども庁」という名称は、もともと当初は「こども家庭庁」という名称を前提に議論が進められてきた中で、実際に子ども期に児童虐待等を経験してきた当事者の声や思いを汲み取り、生み出されたものでした。「こども庁」という名称は、子どもが権利の主体であることをよりわかりやすく表現したもので、その中には「チャイルドファースト」の理念のもと子どもを最優先として真ん中に据え、一人も取りこぼさないというメッセージが込められていました。

そして、子どもが権利の主体であることをよりわかりやすくするための理念を体現した政府案だからこそ、多くの人々が賛同し、その政策を後押ししようとして議論が進められてきたはずです。それを十分な議論のプロセスも経ずに法案提出の直前となり翻すことは、こうした一連の経緯やそこにこめられた当事者の声を蔑ろにするものです。

4 家庭支援の必要性は名称変更の必要性とはならないこと

子どものための政策を推し進める上で家庭支援の必要性は否定しませんが、そのことが庁の名称を変更する理由にはなり得ないと考えます。これまでにも児童福祉法を中心とした各種法令の中で家庭支援はなされていましたが、法律の名称自体を児童家庭福祉法に変更するような議論はなされませんでした。また、家庭支援の必要性は、子どものみならず障害者や高齢者においても同様であり、子どもの政策に限って、その理念を体現する庁の名称に家庭を付与しなければならない理由にはなりません。

5 結び

子どもの政策に限り家庭を強調し、庁の名称に家庭を付与しようとすることは、子どもの権利主体性を家庭との間で相対化させ、曖昧にさせ、子どもの権利よりも家庭支援の施策が優先させ、結果、「チャイルドファースト」の理念を骨抜きにしてしまう事態を招くのではないかという懸念があります。

したがって、新設される庁については、あらゆる環境下で生きるすべての子ども個人に、最優先に目を向ける庁とする。その理念を体現するために、名称を「こども庁」に戻すことを強く求めます。

現在開会中の通常国会にて予定されている庁創設のための法案審議のプロセスにおいても、上記の点に留意のうえ、当事者の声を尊重し、真に当事者の

利益となる仕組みを目指して議論していくことを、政府およびすべての国会議員に強く求めます。

子どもたちの将来のために、賢明な判断をお願いいたします。

2022年（令和4年）3月22日

千葉県弁護士会

会 長 三 浦 亜 紀